

健康食品の購入トラブルに注意

生活 パイロット

誰でも健康について
は関心が高いもので
す。「これを飲めば健



康になる」と電話で勧

められると、その商品

を購入してみたくなる

方も居るでしょう。県

内では、いわゆる健康

食品に関する相談が数

多く寄せられていま

す。注意しましょう。

【事例1】

「健康食品を購入で

きる資格がある50人に

あなたが選ばれた」と

電話がかかってきた。

商品の説明書を送るよ

う依頼したところ、代

引き配達で商品が送ら

れてきた。その場で、

1万5千円請求された

ため支払ってしまった

が、納得できないので

返品したい。

【事例2】

健康アンケートの電

話がかかってきた。「健

康状態は良い」と答え

たが、長時間にわたっ

て強引に健康食品を薦

められ、断り切れずに

代引きは受け取り拒否を

購入することにしてし
と解釈することもあり
まった。よく考えると、
必要ないので断りた
ます。
また、お試して購入
した場合、断りの連絡
をしなければ、継続し
て商品が届けられる契
約条件になっていた事
例も見受けられます。
注文した商品が届いた
際に、同封されている
書類はよく読みましよ
う。

【アドバイス】

代引き配達などで届

いたとしても、注文し

ていなければ受け取り

を拒否し、代金を支払

う。万一、支払ったと

しても、商品(契約書)

を受け取って8日以内

であれば、クーリング

オフできます。

電話勧誘などで商品

を薦められても、必要

なければきっぱりと断

りましょう。自分は断

ったつもりで、「いい

です」「結構です」な

どあいまいな返事をす

ると、業者は承諾した

活相談電話

困ったときやトラブ
ルが生じた場合は、で
きるだけ早く近くの市
町村の消費生活相談窓
口やアイネスに相談し
てください。

(県消費生活・男女
共同参画プラザ)アイ
ネス、☎097・53
4・0999 消費生
活相談電話